

第1 特定共同住宅等に係る審査基準

目次

- I 用語の定義等
- II 40号省令
- III 位置・構造告示
- IV 構造類型告示
- V 共同住宅用スプリンクラー設備
- VI 共同住宅用自動火災報知設備
- VII 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備